



答 申 第 6 3 9 号  
平成 29 年 3 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 主



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、平成 29 年 3 月 13 日付け  
神住住管第 4123 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市住宅都市局住宅部住宅管理課における防犯カメラの設置について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 住宅都市局住宅部住宅管理課に、受付窓口における不当要求行為に係る動画等を記録  
するため、防犯カメラ等を設置することは、不当要求行為の抑止、及び発生時の迅速かつ  
適切な対応に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人  
情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市住宅都市局住宅部住宅管理課における防犯カメラの設置について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

1. 撮影日時
2. 不当要求行為者の画像、音声等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる

3. 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声等